

原子力事業者防災業務計画の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（２０００年６月１６日施行）第７条第１項に基づき、美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画を修正しました。その要旨は以下のとおりです。

- １．修正年月日：２０２０年８月２１日
- ２．主な修正内容

章	内 容	主な修正事項
第１章 総則	防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	—
第２章 原子力災害予防対策の実施	原子力災害に備える体制、原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等	<別表> ○原子力規制庁からの要請に伴う緊急時対策支援システム（ERSS） ^{※１} への伝送パラメータの追加等
第３章 緊急事態応急対策の実施等	警戒体制および原子力防災体制の発令、施設の立上げ、通報、情報の収集と報告、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	<別表、様式> ○原災法関連法令の改正に伴う緊急時活動レベル（EAL） ^{※２} 判断基準への反映
第４章 原子力災害事後対策の実施	原子力災害事後対策の計画の策定、復旧対策の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	—
第５章 その他	他の原子力事業所で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	—

※１：緊急時対策支援システム（ERSS：Emergency Response Support System）

原子力施設から常時伝送されるプラントパラメータ情報を受け、原子力施設の状況を把握するための国のシステム。

※２：緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

原子力施設において異常事態が発生した際に、緊急事態を判断するために、原子力規制委員会が定めた基準であり、具体的な運用方法等については原子力事業者が決めている。緊急事態は、原子力施設の状態や公衆への放射線の影響等に基づき「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」および「全面緊急事態」の３つに区分され、発生した異常事態がどの区分になるかの判断をする際に用いられる。EALは原子力事業者防災業務計画に規定することとなっている。

以 上